

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年10月11日認可した。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北又地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）安川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）岡3号池地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）真時中ノ町地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中代地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）土居西地区